

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高知県指定 3970106138 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 香南会
- (2) 法人所在地 高知県香南市赤岡町1160番地1
- (3) 電話番号 0887-55-2888
- (4) 代表者氏名 理事長 橋本 信一
- (5) 設立年月 平成3年3月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供すること。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター もとちか・平成 27 年 4 月 1 日指定
高知県 3970106138 号
- (4) 事業所の所在地 高知県高知市長浜4981番地
- (5) 電話番号 088-879-0309
- (6) 事業所長（管理者）氏名 井上 純子
- (7) 当事業所の運営方針※利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- (8) 開設年月 平成27年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高知市・香美市・香南市・南国市・安芸市
土佐町・大豊町・本山町・大川村
(その他市町村についても相談可能)
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	1月4日～12月28日（但し土・日及び国民の祝・祭日を除く）	
受付時間	月～金	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	名	管理業務
2. 介護支援専門員	4名以上		4名以上	名	ケアプラン作成

※事業所長（管理者）はケアプラン作成を兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等がある場合、契約者は事業所に対し別紙（別表―1）の全額を支払うものとします。

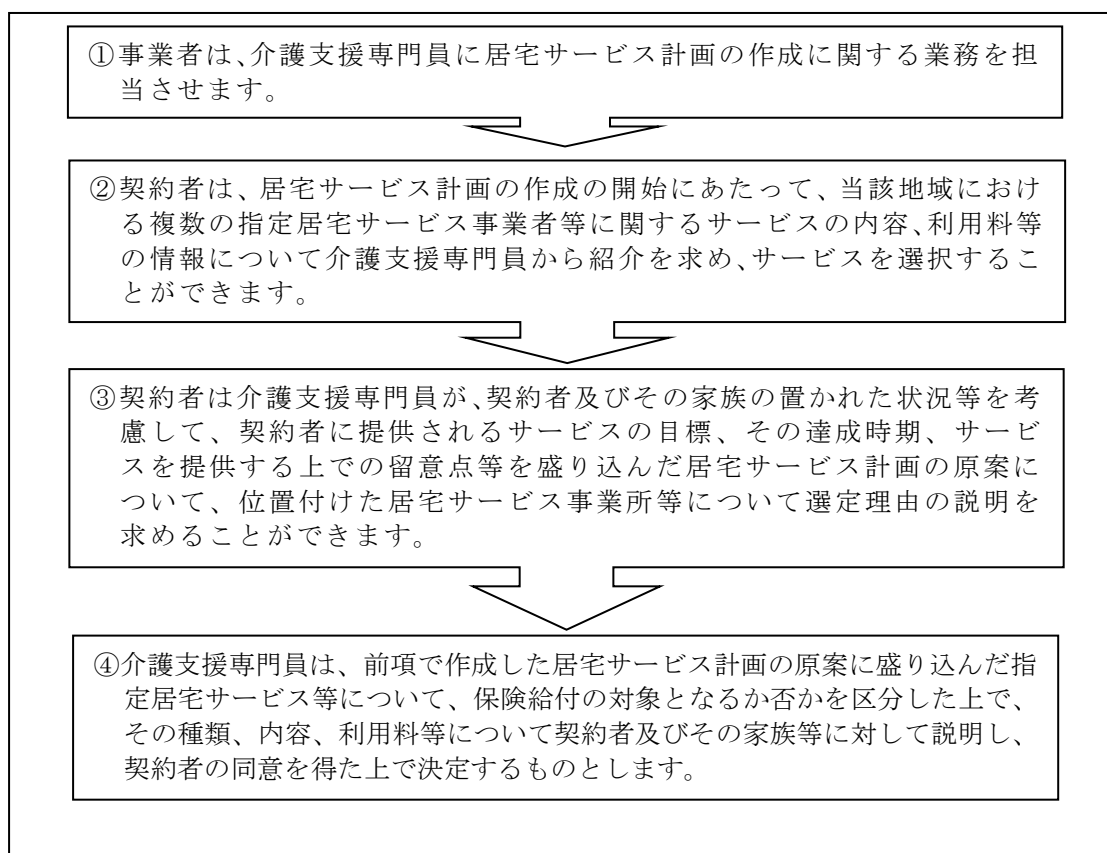
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



- ・前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき別表を用いて十分説明を行います。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・主治医及び関係医療機関との連携・情報共有に努め、意見を求めた主治医に対し、居宅サービス計画書を交付します。また、入院時は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

相談受付時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 井上 純子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地	高知市丸ノ内2丁目6番5号
	電話番号	088-820-8410
	FAX	088-820-8413
	受付時間	9：00～12：00・13：00～16：00 まで
	※土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日を除く）	

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者

ケアプランセンター もとちか

職 名 介護支援専門員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印

代筆者

住 所

氏 名 印

続 柄（ ）

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 事故発生時の対応 (契約書第 12 条・19 条参照)

指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・市町村に連絡し、事故が生じた原因を解明するとともに再発を防ぐ為の必要な措置を行う。賠償すべき事故が発生した場合には、利用契約書第 12 条損害賠償責任と同様の措置を講ずる。また、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

5. 秘密保持

ケアプランセンターもとちかの介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。